

大磯町まちづくり条例の運用に関する要綱

第1章 総則

第1条 趣旨	211
第1条の2 開発事業区域に関する事項	211
第1条の3 開発事業の一連性の判断基準等	211
第1条の4 葬祭場等	211

第2章 公聴会

第2条 基本計画公聴会の開催	212
第3条 都市計画公聴会の開催	212
第4条 意見を述べることができる者	212
第5条 代理人	212

第3章 まちづくり審議会

第6条 (削除)	213
第6条の2 町民委員となる地区まちづくり協議会の代表者	213
第6条の3 町民委員となる団体の代表者	213
第7条 会議の非公開	213

第4章 自治及び協働によるまちづくり

第8条 まちづくり団体の登録の図書	214
第9条 まちづくり団体の登録取消	214
第10条 支持を証する書面	214
第11条 地地区まちづくり協議会の設立の届出図書	214
第12条 同意を証する書面	214
第13条 地区まちづくり協定の申請図書	215
第14条 地区まちづくり協議会への支援	215
第15条 地区まちづくり協議会への助成	215
第16条 情報の提供等	215
第17条 まちづくり専門家派遣制度	215
第18条 まちづくり専門家の登録	216
第19条 推進地区の指定等	217

第5章 秩序によるまちづくり

第20条 (削除)	217
第20条の2 都市計画決定等の申出図書	217

第6章 協調あるまちづくり

第21条 開発構想の届出図書	218
第21条の2 公聴会の開催	218
第21条の3 アドバイザー派遣	218
第22条 助言提案	218
第23条 審査結果通知書の交付等	218
第24条 建築物等による収益開始の制限	219
第25条 開発事業の廃止等	219

第7章 開発事業の基準

第26条 住宅敷地等に関する事項	220
第27条 公共施設等に関する事項	220
第28条 安全で快適な生活の確保に関する事項	220
第29条 大規模開発事業に係る協議	220

第8章 開発事業に係る紛争調整

第30条	あっせん	220
第31条	調停	220
第32条	あっせん又は調停の出席者等	221
第33条	工事着手の延期等の要請	221
第9章	雑則	
第34条	学識経験を有する者	222
第35条	新たな開発事業とみなす場合	222
第36条	公表	222
第37条	表彰	222
第38条	経過措置	223
別表	地区まちづくり協議会経費助成金額(第15条関係)	224
第1号様式(第1条の3関係)	周知文	225
第1号の2様式(第17条関係)	まちづくり専門家派遣申請書	226
第2号様式(第17条関係)	まちづくり専門家派遣決定通知書	227
第3号様式(第17条関係)	まちづくり専門家派遣依頼書	228
第4号様式(第17条関係)	まちづくり専門家派遣実績報告書	229
第5号様式(第17条関係)	まちづくり専門家派遣決定取消通知書	230
第6号様式(第18条関係)	まちづくり専門家登録申請書	231
第7号様式(第18条関係)	まちづくり専門家登録決定通知書	232
第8号様式(第18条関係)	まちづくり専門家登録取消通知書	233
第9号様式(第21条の2関係)	アドバイザー派遣制度活用申請書	234
第10号様式(第21条の2関係)	アドバイザー派遣制度活用決定通知書	235
第11号様式(第21条の2関係)	アドバイザー派遣制度活用報告書	236